

居宅介護支援事業所共生会運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は介護保険法（以下「法」という。）に則り、社会福祉法人 共生会が設置する指定居宅介護支援事業所 共生会（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、従事者の職種及び管理運営に関する事項を定め、以って本事業が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業に従事するもの（以下「介護支援専門員」という。）は、要介護者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。
2. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、要介護者の意思及び人格を尊重し常に要介護者の立場に立って、その指定サービス等が特定の種類・事業者に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
 3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、関係市町村地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び生活社会を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第7項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
 4. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設などの多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 居宅介護支援事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 事業所の名称 : 居宅介護支援事業所共生会
- (2) 事業所の所在地 : 千葉県茂原市高師824

(従事者の職種等)

第4条 この事業に次の職員をおく。

- (1) 管理者 1名
- (2) 介護支援専門員 1名以上
- (3) 事務員 適応数

(従事者の職務内容)

第5条 前条に規定する職員の職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 事業所における介護支援専門員のその他従事者の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに関わる調整、業務の実績状況の把握そ

の他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 要介護等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(3) 事務員 一般事務を行う。

(開業日及び開業時間)

第6条 本事業の開業日及び開業時間は次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。(祝日を含む)

(2) 休業日：土曜日、日曜日、年末年始

(3) 営業時間：午前8時30分より午後5時30分

2. 相談評価の為の調査について、高齢者等及びその介護者から依頼があった場合には、前項に係わらず開業時以外にも実施するものとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容等)

第7条 「茂原市指定居宅介護支援事業所の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月26日茂原市条例第1号）」第15条及び第16条に定める取り扱い方針を遵守するものとし指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1・利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

利用者の相談を受け付ける場所は第3条に規定する事業所内及び利用者の自宅、利用者及びその介護者の指定する場所とする。

2・課題分析の実施

利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

課題分析表はMDS-HC2.0プログラムを活用し、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営む事ができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

3・居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望、並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

4・サービス担当者会議の実施

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居

宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により会議前に意見を求める。

5・居宅サービスの確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料についても利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。なお、確定した居宅サービス計画は利用者及び指定居宅サービス担当者に交付する。

6・サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

7・居宅訪問頻度とモニタリングの結果記録

介護支援専門員は、前項の把握をするため、利用者の居宅を少なくとも月1回以上訪問し、利用者及びその家族と面接し、モニタリング等の内容を月に1回は記録する。

（事業の実施地域）

第8条 本事業の実施地域は茂原市及び長生郡内の各町村を基本とする。

（事故発生時の対応）

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2・利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害補償を速やかに行う。

（個人情報保護の保護）

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2・事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介

護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(苦情処理等)

- 第11条 自ら提供した指定居宅介護支援または自らが居宅介護サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2・前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3・事業者は、介護保険の規定により市町村や国民健康保険団体連合（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村などから指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4・事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
 - 5・事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な助言を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2・事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 事業所は、指定居宅介護支援等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2・従事者は業務上知り得た秘密を守らなければならない。また従事者であった者は、従事者でなくなった後も業務上知り得た秘密を守らなければならない。
- 3・介護支援専門員は、利用者に対し指定居宅介護サービス事業所等によるサービス利用の強要又は当該事業所からその対象として金品その他財産上の利益を収受してはならない。
- 4・事業所は、整備、備品、従業員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅

介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。

5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成20年12月 1日から施行する。

この規定は、平成23年 6月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 1月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 6月 1日から施行する。